

小学校における要保護児童スクリーニング指標開発 に向けた予備調査結果の検討

海原 康孝¹⁾ 笹原 妃佐子²⁾ 香西 克之³⁾
 新里 法子³⁾ 櫻井 薫¹⁾ 二川 浩樹²⁾
 細原 賢一⁴⁾ 山崎 健次⁴⁾

要旨：小学校において被虐待児にみられる行動特徴から要保護児童をスクリーニングできる質問紙を作成するために、教職員にとって判断が容易で信頼性の高い回答が得られる項目を厳選するための基礎調査を行った。64名の小学校の教職員に、35項目からなる同じ内容の質問紙に2週間の間隔をあげ、2回回答してもらった結果を照合し、質問内容の判断の容易さ、回答の再現性、および文章表現について検討した。

1. 学校現場で教職員が判断するのが難しい質問項目は、「トイレの後に手を洗わない」、「行事の時の弁当が手作り弁当ではない」、「保護者と目を合わさず、おどおどする」、「家族関係に変化があった」、「年齢にそぐわない性的な言動がみられる」、「病気になっても病院に行かない」、および「過度な警戒心を持つ」であった。
2. 回答の信頼性の低い質問項目は、「やせすぎている」、「行事の時の弁当が手作り弁当ではない」、「よく教室から離れる」、および「保護者と目を合わさず、おどおどする」であった。
3. 表現が不適切であると指摘された質問項目は、「時々嘘をつく」、「友達をいじめる」、および「集団になじめないところがある」であった。

今後は、上記の質問項目を除いた質問項目からなる質問紙を作成し、実際に児童を対象とした調査を行い、要保護児童のスクリーニング指標としての有効性について検証する必要があると考えられる。

Key words：要保護児童、児童虐待、行動特徴、スクリーニング、質問紙調査

緒言

児童虐待は、子どもの心身の成長および人格の形成に多大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであり、法律上禁止されている重大な権利侵害である¹⁻³⁾。相談件数は年々増加の一途をたどり⁴⁾、重大な児童虐待事件があとを絶たない。そのため、行政・教育・医療など子ども達を取り巻く各関係機関が連携し支援体制を作り上げ、早急に児童

虐待防止に取り組むことが望まれている⁵⁾。

このような中、改正虐待防止法により学校および教職員に対し、日頃から子ども達に接する立場および子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から、児童虐待の防止のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの責務が課されている^{6,7)}。さらに、改正児童福祉法では、児童相談に関して市町村が担う役割などが規定されており、学校や教育委員会が関係機関と連携して虐待防止に取り組むことが求められている⁸⁾。

一方、口腔疾患の罹患状況に保護者の養育能力不足などの不適切な生活環境が反映されやすいことから、歯科関係者が虐待の早期発見に貢献できると考えられている⁹⁻¹⁷⁾。また、歯科医師は、児童の福祉に職務上関係のある者に含まれ、児童虐待の早期発見に努めなければならないと定められた¹⁾。

このような背景から、広島県では教育現場において、児童の口腔内状態と行動的特徴から潜在的な要保護児童を予測するためのスクリーニング指標を開発することを

¹⁾広島大学病院口腔健康発育歯科小児歯科
(科長：香西克之教授)

広島市南区霞一丁目2番3号

²⁾広島大学大学院医歯薬保健学研究科口腔保健工学
(主任：二川浩樹教授)

広島市南区霞一丁目2番3号

³⁾広島大学大学院医歯薬保健学研究科小児歯科学
(主任：香西克之教授)

広島市南区霞一丁目2番3号

⁴⁾広島県歯科医師会

広島市東区二葉の里三丁目2番4号

(2017年11月10日受付)

(2017年12月20日受理)

目的とした「要保護児童歯科スクリーニング調査研究事業」の実施が決定された。また、事業の遂行を広島市、広島県教育委員会、広島市教育委員会、広島県健康福祉局、広島県保育連盟連合会、広島市こども未来局、広島県歯科医師会、広島市歯科医師会、および広島大学で構成された広島県歯科衛生連絡協議会要保護児童スクリーニング調査研究事業検討会議に委託した。この事業では、児童の行動的特徴から要保護児童をスクリーニングする指標として、学校現場で教職員が生徒の日常の行動を観察することで要保護児童を早期発見できるような質問紙を作ることを最終目標とした。

児童虐待の早期発見のために注目すべき被虐待児の行動については、文部科学省が示しているもの¹⁸⁾や各自治体教育委員会が示しているもの¹⁹⁻²³⁾など様々なものがある。これらに含まれる項目は、被虐待児とその家族にみられる特徴を表しているが、各項目について学校現場で実際に教職員が判断可能な内容であるかどうか検討した報告は見られない。また、実用性という観点からも、項目数が多すぎず極力少ない労力で正確に判断ができる質問紙であることが望ましい。

そこで、我々は要保護児童をスクリーニングするための質問紙を作るための基礎研究として、これまで報告された児童虐待の早期発見のためのチェック項目¹⁸⁻²³⁾の中から、教職員が実際に学校現場にいる状況で内容の判断や回答が容易にでき、回答の再現性が高い項目を抽出することを目的とした調査を行った。

対象者および研究方法

1. 対象者

広島市および広島県教育委員会が選択した広島県内の公立小学校に勤務している教職員総計 64 名（男性 15 名、女性 47 名、性別無回答 2 名）である。調査期間は、平成 27 年の 12 月中旬から 1 月中旬である。表 1 に対象者の属性を示す。

表 1 回答者の属性

年齢	男性	女性	無回答	計
20～29 歳	6	12		18
30～39 歳	4	6		10
40～49 歳	3	12		15
50～59 歳	2	16		18
60 歳以上	0	1		1
無回答			2	2
計	15	47	2	64

2. 研究方法

これまで報告されている教育関係者向けに作成された児童虐待防止対策のためのチェックシート¹⁹⁻²⁴⁾に共通して含まれている 35 項目からなる質問紙を作成し、以下の手順により調査を行った。

質問紙は、回答者である教職員に対し、自身が担任している学年の男子児童および女子児童に、各質問項目について当てはまる児童がどのくらいの割合いるのか、5 段階（1:30% 以上、2:20%、3:10%、4:5% 以下、5:いない）で評価してもらうというものである。回答者が判断しにくい質問項目かどうかを調べるために「6:わからない」という選択肢も含めるようにした。図 1 に質問紙を示す。

対象者に、図 1 の質問紙に、男子および女子について、日を変えて 2 回回答してもらった。質問紙に回答する日は、2 回目の回答に対する 1 回目の回答の影響を避けるため、最低 2 週間の間隔を空けるように設定した。

3. 調査結果の分析

本研究では、以下の基準を質問項目の不適切さとして定義した。

1) 質問内容の判断の難しさに関する検討

1 回目と 2 回目の調査のどちらかに「わからない」と回答した職員が 5% 以上いた質問項目を、回答者が判断するのに難しい質問項目と解釈する。

2) 回答の再現性に関する検討

2 回の調査結果から Spearman の順位相関係数 (rs) を算出し、 $rs < 0.5$ の質問項目を回答に再現性が得られないと解釈する。

3) 不適切な文章表現に関する検討

上記の 2 回の調査終了後、質問紙の文章表現について自由記述で回答してもらい、不適切であると指摘された項目を除外する質問項目と解釈する。

データ処理には、IBM SPSS Statistics version 22（日本 IBM 社製、東京）を使用した。統計学的有意水準は $p < 0.05$ とした。

4. 調査結果の分析

本調査は広島大学疫学研究倫理審査委員会規定（許可番号 第 疫-1149 号 平成 27 年 3 月 10 日）に従って行った。データは匿名化して管理し、個人が特定できないよう配慮した。

結 果

1. 質問内容の判断の難しさに関する検討

表 2 に各質問項目における「わからない」の回答数および全回答数に対する割合を示す。

1 回目調査

児童の行動に関するアンケート（男子生徒用）

No. _____ 調査年月日：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

現在、先生が主にかかわっていらっしゃるのは何年生ですか _____ 年生

その学年の男子に次のような生徒がどの程度いますか？これまで担任された御経験も含めてお答え下さい。

あてはまる回答の番号に○印をつけて下さい。

	30%以上	20%	10%	5%以下	いない	わからない
1. いつも元気がない	1	2	3	4	5	6
2. 体調不良をよく訴える	1	2	3	4	5	6
3. けがや傷が目につく	1	2	3	4	5	6
4. やせすぎている	1	2	3	4	5	6
5. 身体や服が清潔でない	1	2	3	4	5	6
6. 爪が手入れされていない	1	2	3	4	5	6
7. 落ち着きがない	1	2	3	4	5	6
8. あまり表情がない	1	2	3	4	5	6
9. 過度な警戒心を持つ	1	2	3	4	5	6
10. 忘れ物が多い	1	2	3	4	5	6
11. 給食での過食、おかわりを繰り返す	1	2	3	4	5	6
12. 行事の時の弁当が手作り弁当ではない	1	2	3	4	5	6
13. よく教室から離れる	1	2	3	4	5	6
14. 教職員に甘えてくる	1	2	3	4	5	6
15. 教職員の顔を過度にうかがったり、 接触をさけようとする	1	2	3	4	5	6
16. 言葉遣いが乱暴である	1	2	3	4	5	6
17. 時々嘘をつく	1	2	3	4	5	6
18. 年齢にそぐわない性的な言動がみられる	1	2	3	4	5	6
19. 友達をいじめる	1	2	3	4	5	6
20. 遅刻が多い	1	2	3	4	5	6
21. 帰宅するのをいやがることがある	1	2	3	4	5	6
22. 保護者と目を合わさず、おどおどする	1	2	3	4	5	6
23. 指しゃぶりや爪かみなどの癖がある	1	2	3	4	5	6
24. 急に成績が下がった	1	2	3	4	5	6
25. 学用品などが整っていない、または不足している	1	2	3	4	5	6
26. 欠席の連絡がない	1	2	3	4	5	6
27. 病気になっても病院に行かない	1	2	3	4	5	6
28. 教材費や給食費を滞納している	1	2	3	4	5	6
29. 提出物や準備物が用意されていない	1	2	3	4	5	6
30. 家族関係に変化があった	1	2	3	4	5	6
31. 病気や事故が発生した時、保護者の対応が遅い	1	2	3	4	5	6
32. 集団になじめないところがある	1	2	3	4	5	6
33. 連絡帳の記載への返事がない	1	2	3	4	5	6
34. トイレの後に手を洗わない	1	2	3	4	5	6
35. 保護者が、懇談やPTAの会合にあまり参加しない	1	2	3	4	5	6

図1 児童の行動様式に関する質問紙（男子・1 回目調査）

男子の2 回目調査用と女子生徒用（1 回目、2 回目）も全く同じ内容である。

表2 各質問項目における「わからない」の回答数および全回答数に対する割合

		1回目調査		2回目調査	
		n	%	n	%
質問1	いつも元気がない	2	1.6	0	0.0
質問2	体調不良をよく訴える	1	0.8	0	0.0
質問3	けがや傷が目につく	2	1.6	4	3.1
質問4	やせすぎている	3	2.3	6	4.7
質問5	身体や服が清潔でない	1	0.8	0	0.0
質問6	爪が手入れされていない	5	3.9	5	3.9
質問7	落ち着きがない	0	0.0	0	0.0
質問8	あまり表情がない	0	0.0	0	0.0
質問9	過度な警戒心を持つ	7	5.5	3	2.3
質問10	忘れ物が多い	0	0.0	0	0.0
質問11	給食での過食, おかわりを繰り返す	3	2.3	0	0.0
質問12	行事の時の弁当が手作り弁当ではない	13	10.2	18	14.1
質問13	よく教室から離れる	1	0.8	0	0.0
質問14	教職員に甘えてくる	0	0.0	0	0.0
質問15	教職員の顔色を過度にうかがったり, 接触をさけようとする	2	1.6	0	0.0
質問16	言葉遣いが乱暴である	0	0.0	0	0.0
質問17	時々嘘をつく	0	0.0	1	0.8
質問18	年齢にそぐわない性的な言動がみられる	7	5.5	8	6.3
質問19	友達をいじめる	3	2.3	2	1.6
質問20	遅刻が多い	0	0.0	0	0.0
質問21	帰宅するのをいやがることもある	2	1.6	5	3.9
質問22	保護者と目を合わせず, おどおどする	14	10.9	15	11.7
質問23	指しゃぶりや爪かみなどの癖がある	1	0.8	2	1.6
質問24	急に成績が下がった	5	3.9	5	3.9
質問25	学用品などが整っていない, または不足している	0	0.0	2	1.6
質問26	欠席の連絡がない	0	0.0	2	1.6
質問27	病気になっても病院に行かない	9	7.0	12	9.4
質問28	教材費や給食費を滞納している	0	0.0	2	1.6
質問29	提出物や準備物が用意されていない	0	0.0	2	1.6
質問30	家族関係に変化があった	6	4.7	13	10.2
質問31	病気や事故が発生した時, 保護者の対応が遅い	2	1.6	4	3.1
質問32	集団になじめないところがある	0	0.0	0	0.0
質問33	連絡帳の記載への返事がない	2	1.6	2	1.6
質問34	トイレの後に手を洗わない	23	18.0	23	18.0
質問35	保護者が, 懇談やPTAの会合にあまり参加しない	2	1.6	4	3.1

全回答数 = 128

「わからない」の回答者が5%以上の質問項目および値に彩色

表3 1回目と2回目の調査結果の一致性

質問	Spearmanの 順位相関係数(r_s)	有意確率
質問1	いつも元気がない	0.579 >0.001
質問2	体調不良をよく訴える	0.598 >0.001
質問3	けがや傷が目につく	0.579 >0.001
質問4	やせすぎている	0.420 >0.001
質問5	身体や服が清潔でない	0.765 >0.001
質問6	爪が手入れされていない	0.620 >0.001
質問7	落ち着きがない	0.783 >0.001
質問8	あまり表情がない	0.771 >0.001
質問9	過度な警戒心を持つ	0.614 >0.001
質問10	忘れ物が多い	0.823 >0.001
質問11	給食での過食, おかわりを繰り返す	0.598 >0.001
質問12	行事の時の弁当が手作り弁当ではない	0.236 0.013
質問13	よく教室から離れる	0.328 >0.001
質問14	教職員に甘えてくる	0.531 >0.001
質問15	教職員の顔を過度にうかがったり, 接触をさけようとする	0.611 >0.001
質問16	言葉遣いが乱暴である	0.789 >0.001
質問17	時々嘘をつく	0.709 >0.001
質問18	年齢にそぐわない性的な言動がみられる	0.564 >0.001
質問19	友達をいじめる	0.635 >0.001
質問20	遅刻が多い	0.694 >0.001
質問21	帰宅するのをいやがることある	0.534 >0.001
質問22	保護者と目を合わさず, おどおどする	0.385 >0.001
質問23	指しゃぶりや爪かみなどの癖がある	0.654 >0.001
質問24	急に成績が下がった	0.630 >0.001
質問25	学用品などが整っていない, または不足している	0.648 >0.001
質問26	欠席の連絡がない	0.698 >0.001
質問27	病気になっても病院に行かない	0.625 >0.001
質問28	教材費や給食費を滞納している	0.591 >0.001
質問29	提出物や準備物が用意されていない	0.665 >0.001
質問30	家族関係に変化があった	0.634 >0.001
質問31	病気や事故が発生した時, 保護者の対応が遅い	0.740 >0.001
質問32	集団になじめないところがある	0.528 >0.001
質問33	連絡帳の記載への返事がない	0.723 >0.001
質問34	トイレの後に手を洗わない	0.665 >0.001
質問35	保護者が, 懇談やPTAの会合にあまり参加しない	0.717 >0.001

Spearmanの順位相関係数の値が0.5未満の質問項目および値に彩色

第1回目と2回目のどちらかに「わからない」という回答した教職員が5%以上（つまり6名以上）いた質問項目は、値の大きい順に、質問34「トイレの後に手を洗わない」、質問12「行事の時の弁当が手作り弁当ではない」、質問22「保護者と目を合わさず、おどおどする」、質問30「家族関係に変化があった」、質問18「年齢にそぐわない性的な言動がみられる」、質問27「病気になっても病院に行かない」、および質問9「過度な警戒心を持つ」であった。なお、本調査では男子児童と女子児童との回答分布に差が認められなかったため、男女を区別せず統計解析を行った。

2. 回答の再現性に関する検討

表3に1回目と2回目の回答の一致性を分析した結果を示す。Spearmanの順位相関係数(r_s)の値が0.5未満である質問項目は、質問4「やせすぎている」($r_s=0.420, P<0.001$)、質問12「行事の時の弁当が手作り弁当ではない」($r_s=0.420, P=0.013$)、質問13「よく教室から離れる」($r_s=0.420, P<0.001$)、および質問22「保護者と目を合わさず、おどおどする」($r_s=0.420, P<0.001$)であった。

3. 不適切な文章表現に関する検討

質問19「友達をいじめる」について、「いじめる」という表現に問題ありという指摘があった。同様に質問17「時々嘘をつく」と質問32「集団になじめないところがある」についても、言い回しに問題があると指摘された。

考 察

子どもを支援するための多種多様な関係機関やリソースの中でも、学校には児童虐待の早期発見や防止対策を実行する上で、以下のようなアドバンテージがある⁸⁾。

- 1) 全国に約5万校あり、その他の機関と比べて量的規模が圧倒的に大きい。
- 2) 免許を持ち、然るべきトレーニングを経た教員がおり、その他の児童福祉施設、保健・医療機関又は警察関係機関等における関係職員数と比べて、その人的規模が圧倒的に大きい。
- 3) 子どもがその一日の大部分を過ごす場所であり、教職員は日常的に子ども達と長時間接していることで、子ども達の変化に気づきやすい立場にいる。
- 4) 教員は1人で対応する必要はなく、異なる知識・経験・能力を持った職員集団がいて、複数で「チーム」となって課題解決に当たることができる。
- 5) 教育という観点から、家庭や保護者に対して働きかけをする事ができる。

これらの点を踏まえると、学校においてスクリーニング指標となる質問紙を作ることは、きわめて意義深いと考えられる。また、我々が作成しようとしている質問紙は、単なる調査用紙ではなく、要保護児童の早期発見を目的としている。これまで公開されている児童虐待を見極めるための多くのチェックリスト¹⁸⁻²³⁾は、「必ずしも簡単にチェックできるものではなく、目の前の親子の状態が該当するかどうかという判断が難しい場合もある」と指摘されている²⁴⁾。子どもが自分から虐待を受けたことを口にするのはまず期待できないので、虐待の早期発見・防止のためには周囲の人間の気づきが不可欠である。だからこそ、スクリーニング指標として使用する質問紙は、正確に回答できるものでなければならない。

翻って本研究の結果についてであるが、まず、「トイレの後に手を洗わない」、「行事の時の弁当が手作り弁当ではない」、「保護者と目を合わさず、おどおどする」、「家族関係に変化があった」、「年齢にそぐわない性的な言動がみられる」、「病気になっても病院に行かない」、および「過度な警戒心を持つ」の7つの質問項目については、「わからない」と答えた回答者が5%以上いた。これらの項目は、実際に学校現場では気づきにくい項目であると考えられ、スクリーニング指標として不適當であると考えられる。

次に、2回の回答の一致率の低い4つの項目、すなわち「やせすぎている」、「行事の時の弁当が手作り弁当ではない」、「よく教室から離れる」、および「保護者と目を合わさず、おどおどする」は、日や気分によって生徒に対する回答者の見方が異なるなど、安定性に欠けると解釈できる。つまり、信頼性に欠ける質問項目であり、スクリーニング指標として採用すべきでないと考えられる。

さらに、実際に一人でも多くの教職員に使用してもらうことを考慮に入れると、学校側から表現に問題があると指摘された3項目についても除外すべきであると考えられる。

被虐待児にみられる特徴として、鈴木らは、学童保育指導員の聞き取り調査により、不安・緊張（「落ち着きがない」など）、身体の清潔（「爪が伸び放題」など）、身体の状態（「傷や殴られた跡がある」など）、衣類の状態（「洗濯ができていない」など）を挙げている²⁵⁾。また、長友らは、小学校教員が児童虐待に対する意識として、孤立した背景に虐待の可能性があることに対する理解を深める必要性を指摘している²⁶⁾。さらに、被虐待児にみられる行動や情緒の特徴として、「社会性の問題」、「注意の問題」があることに言及する報告もみられ

る^{27, 28)}。本研究で選択された項目に、これまでの報告と同様の内容が含まれていることは、スクリーニング指標としての有効性を裏付ける根拠の1つとなると考えられる。

なお、今回の調査対象となった教職員は、幅広い年齢層から選ばれている。実際の学校現場では様々な年齢層の教職員が勤務していると考えられるため、可能な範囲で実情に近づけたという点で好ましいと考えられる。また、調査機関が年度始まって間もない時期でなく12月中旬から1月中旬であり、回答者が生徒の様子を把握するのに十分であったと思われる。

以上より、本研究によって35項目あった質問項目から、学校現場にて児童虐待を予測する上で有効な23項目を厳選することができた。項目数が減ることは、回答者にとって時間的あるいは心理的な負担を軽減するという利点がある。また、熟慮しない回答や無回答を減らすことにもつながる。つまり、アンケートの回答の正確さが向上することにより、要保護児童を予測できる確率が上がることが期待できると考えられる。

今後は本研究で厳選された項目について、実際に児童を対象とした調査を行い、スクリーニング指標としての有効性を検証する予定である。

ところで、今回の質問項目の中のいくつかの項目は、我々歯科関係者が診療している際に気付くことのできる内容である。例えば、「身体や服が清潔でない」、「爪が手入れされていない」、「落ち着きがない」、といった項目は、診療中に容易に判断できることである。換言すれば、我々歯科関係者が被虐待児の行動的特徴を知ることが、児童虐待の早期発見・防止につながるのである。さらに、小児歯科関係者が本研究のような社会学的研究に取り組むことや、調査内容に目を向けることは、子どもの健やかな成長をサポートするという小児歯科学が目指す目的に合致すると考えられる。我々の取り組んでいる事業が、ひとりでも多くの要保護児童の救いになることを望んでやまない。

本事業は、広島県、広島市、広島県教育委員会、広島市市教育委員会、広島県歯科医師会、広島大学で構成された広島県歯科衛生連絡協議会により行われました。多大なるご援助、ご協力をいただきました皆様方に謹んで感謝いたします。

結 論

小学校において要保護児童をスクリーニングできる質問紙を作成するための基礎研究として、これまで被虐待

児にみられる行動的特徴として報告されている項目から、教職員にとって判断が容易で、信頼性の高い回答が得られる項目を厳選するための調査を実施した。結論は以下の通りである。

1. 学校現場で教職員が判断するのが難しい質問項目は、「トイレの後に手を洗わない」、「行事の時の弁当が手作り弁当ではない」、「保護者と目を合わさず、おどおどする」、「家族関係に変化があった」、「年齢にそぐわない性的な言動がみられる」、「病気になっても病院に行かない」、および「過度な警戒心を持つ」であった。
2. 回答の信頼性が低い質問項目は、「やせすぎている」、「行事の時の弁当が手作り弁当ではない」、「よく教室から離れる」、および「保護者と目を合わさず、おどおどする」であった。
3. 表現が不適切であると指摘された質問項目は、「時々嘘をつく」、「友達をいじめる」、および「集団になじめないところがある」であった。

以上より、被虐待児にみられる特徴であっても、「小学校で要保護児童をスクリーニングする」という目的には適さない項目が明らかとなった。今後は、それらの質問項目を除いた質問紙を作成し、実際に児童を対象とした調査を行い、要保護児童のスクリーニング指標の有効性について検証する必要がある。

文 献

- 1) 厚生労働省：児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>（2017. 6. 20. アクセス）
- 2) 厚生労働省：子ども虐待の援助に関する基本事項、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/01.html>（2017. 10. 20. アクセス）
- 3) 厚生労働省：児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（新旧対照条文）、<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/04/dl/tp0414-1c.pdf>（2017. 10. 20. アクセス）
- 4) 厚生労働省：平成27年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）、<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000132366.pdf>（2017. 6. 20. アクセス）
- 5) 厚生労働省：児童虐待防止対策、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>（2017. 10. 20. アクセス）
- 6) 厚生労働省：児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き、子ども虐待について <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11908000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Boshihokenka/0000042510.pdf>（2017. 10. 20. アクセス）
- 7) 文部科学省：学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知）http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/051.htm（2017. 10. 20. アクセス）
- 8) 文部科学省：「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」（報告書）第1章 第3節 児童虐待防止

- 法及び学校の役割等：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/003.htm (2017. 10. 20. アクセス)
- 9) Keene EJ., Skelton R., Day PF., Munyombwe T., Balmer RC.: The dental health of children subject to a child protection plan. *Int J Paediatr Dent* 25: 428-35, 2015.
 - 10) Sano-Asahito T., Suzuki A., Matsuyama J., Mitomi T., Kinoshita-Kawano S., Hayashi-Sakai S., Asahito T.: Self-Esteem and Oral Condition of Institutionalized Abused Children in Japan., *J Clin Pediatr Dent*, 39, 322-325, 2015.
 - 11) 森岡俊介, 宮本信也, 市川信一, 佐藤甫幸: 歯科医師の児童虐待理解のために, 口腔保健協会, 東京, 2004.
 - 12) 芝田登美子, 羽根司人, 中井孝佳, 石垣宏己, 峰 正博, 森田一三, 中垣晴男: 要保護児童の齲蝕と生活習慣の状況, こどもの虐待とネグレクト, 10: 25-34, 2008.
 - 13) 小武家優子, 福田英輝, 安部恵代, 尾崎 誠, 高村昇, 田口友義, 青柳 潔: 児童相談所入所児童における虐待と口腔内状況, 長崎医学会誌, 82: 1-6, 2008.
 - 14) 日本小児歯科学会: 子ども虐待防止対応ガイドライン, <http://www.jspd.or.jp/contents/main/proposal/index02.html> (2017. 10. 20. アクセス)
 - 15) 室賀 麗, 遠藤圭子, 杉本久美子: 歯科保健医療職における児童虐待への意識と対応に関する調査, 小児歯誌, 46: 407-414, 2008.
 - 16) 新里法子, 番匠谷綾子, 大谷聡子, 五藤紀子, 岩本優子, 山崎健次, 香西克之: 一時保護された被虐待児童の口腔内状況について, 小児歯誌, 50: 237-242, 2012.
 - 17) 海原康孝, 新里法子, 太刀掛銘子, 光畑智恵子, 香西克之, 日本歯科医療福祉学会雑誌, 21: 6-14, 2016.
 - 18) 文部科学省研修教材: 「児童虐待防止と学校」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm (2017. 10. 20. アクセス)
 - 19) 広島県教育委員会: 早期発見のための児童虐待チェックリスト, <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/236614.pdf> (2017. 10. 20. アクセス)
 - 20) 大阪府教育委員会: 子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～, [http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1280054.htm](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6396/0000000/H22.3gyakutaibousitebiki.pdf#search=%27%E5%A4%A7%E9%98%AA+%E5%85%90%E7%AB%A5%E8%99%90%E5%BE%85+%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%BC%E3%83%88%27) (2017. 10. 20. アクセス)
 - 21) 京都府教育委員会: 児童虐待の早期発見のためのチェックリスト (教育関係者用), <http://www1.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/gyakutai/check.pdf> (2017. 10. 20. アクセス)
 - 22) 埼玉県・埼玉県教育委員会: 児童虐待対応マニュアル www.pref.saitama.lg.jp/a0608/documents/488609.pdf (2017. 10. 20. アクセス)
 - 23) 奈良県教育委員会: 教職員のための児童虐待対応の手引き, <http://www.pref.nara.jp/secure/39467/jidouguyakutai.pdf#search=%27%E6%96%87%E9%83%A8%E7%A7%91%E5%AD%A6%E7%9C%81+%E5%85%90%E7%AB%A5%E8%99%90%E5%BE%85+%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%BC%E3%83%88%27> (2017. 10. 20. アクセス)
 - 24) 玉井邦夫: 学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き／新版, 明石書店 (東京), 2013, pp 104.
 - 25) 鈴井江三子, 斎藤雅子, 飯尾祐加, 中山芳一, 大橋一友: 学童保育指導員が認識した入所時の児童虐待被害児童と親の行動の特徴, 小児保健研究, 74: 254-260, 2015.
 - 26) 長友真実, 田中陽子, 藤田由美子, 横山裕: 児童虐待に対する教師の認識に関する調査研究 (4) - 小学校教師の認知する児童虐待のサインに関する研究 -, 九州保健福祉大学研究紀要, 8: 193-202, 2007.
 - 27) Children Placed in Long-Term Foster Care: An Intake Profile Using the Child Behavior Checklist/4-18: Armsden, G., Peceora P. J., Vincent H. Payne V. H., Szatkiewicz J. P.: *Journal of Emotional and Behavioral Disorders*, 8: 49-65, 2000.
 - 28) 坪井裕子: Child Behavior Checklist/4-18 (CBCL) による被虐待児の行動と情緒の特徴: 児童養護施設における調査の検討, 教育心理学研究, 53, 110-121, 2005.

Preliminary Survey to Establish Indicator for Screening of Primary School-age Children Who Require Welfare Assistance

Yasutaka Kaihara¹⁾, Hisako Sasahara²⁾, Katsuyuki Kozai³⁾, Noriko Niizato³⁾
Kaoru Sakurai¹⁾, Hiroki Nikawa²⁾, Kenichi Hosohra⁴⁾ and Kenji Yamasaki⁴⁾

¹⁾*Department of Pediatric Dentistry, Hiroshima University Hospital
(Director : Prof. Katsuyuki Kozai)*

²⁾*Department of Oral Biology and Engineering, Integrated Health Sciences,
Institute of Biomedical & Health Sciences
(Director : Prof. Hiroki Nikawa)*

³⁾*Department of Pediatric Dentistry Hiroshima University Graduate School of Biomedical Sciences
(Director : Prof. Katsuyuki Kozai)*

⁴⁾*Hiroshima Prefectural Dental Association
(President : Shinsuke Arakawa)*

We conducted a survey to select questions that teachers could easily and reliably answer as part of a basic research project to create a questionnaire based on characteristic behaviors exhibited by abused children at primary school for screening of those who may need welfare assistance. Questionnaires comprised of 35 items were sent to 64 primary school teachers, with the same questionnaire sent again 2 weeks later. Responses to both were compared to examine ease of assessing the contents of the questions, reproducibility of the responses, and written expressions.

- 1) Items that teachers found difficult to assess at school were “Does not wash hands after using the toilet,” “Does not bring homemade lunch to events,” “Does not meet guardian’s eyes ; appears apprehensive,” “Has experienced a change in familial relations,” “Uses sexual speech and behavior that is not age appropriate,” “Does not see a doctor despite being sick,” and “Is excessively wary.”
- 2) Items that showed responses with low reliability were “Is too thin,” “Does not bring homemade lunch to events,” “Is often absent from the classroom,” and “Does not meet guardian’s eyes ; appears apprehensive.”
- 3) Items indicated to use inappropriate expressions were “Sometimes tells lies,” “Is bullied by friends,” and “Does not fit in with group in some ways.”

Next, use of a questionnaire that does not include the above items should be done with actual children to examine its effectiveness as an indicator for screening children who require welfare assistance.

Key words : Welfare assistance, Child abuse and neglect, Characteristic behavior, Screening, Questionnaire